

# 「令和8年度神戸市域における保育需給に係る地域分析ツールの活用・改善に向けた調査・分析事業業務委託」 仕様書

## 1. 業務名称

令和8年度神戸市域における保育需給に係る地域分析ツールの活用・改善に向けた調査・分析事業

## 2. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3. 業務内容

保育需給に関する神戸市の課題を踏まえ、国が開発した「地域分析ツール」を必要に応じてカスタマイズを行った上で、現状把握・分析、将来推計を行い、神戸市域全体の保育定員の最適化や保育需給の可視化に向けた施策立案に向け、支援を行うこと。

具体的には以下の(1)～(3)の業務を行うこととするが、詳細については神戸市と協議の上、決定する。

また、検討を進める内容には、神戸市で事前に整理した課題・現状を含めること。その他の有効と考える施策に関して提案を行い、神戸市と協議のうえ、必要に応じて本業務の中で検討を進めること。

### (1) 調査・分析業務

- ① 令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・子育て支援の地域分析に関する調査研究」で開発された「地域分析ツール」を活用し、神戸市の課題を踏まえてカスタマイズすること。
- ② 神戸市が提供する市内施設の利用定員、入所状況、将来推計人口等の情報をもとに、現状把握・分析を行い、将来推計を行うこと。
- ③ 現状把握のため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の事業者へのヒアリングを企画・実施すること。
- ④ 神戸市内の企業主導型保育園を対象としたアンケートを企画・実施すること。
- ⑤ 神戸市が実施し、提供する保護者アンケートの素案を作成するとともに、提供された結果をもとに現状把握・分析を行い、将来推計を行うこと。
- ⑥ 本調査業務を通じて、「地域分析ツール」が、今後、同様の課題を有する他自治体でも活用されることを目指し、活用できた点、改善が必要と考える点を取りまとめること。
- ⑦ 神戸市域全体の保育定員の適正化に向けて、有効と思われる施策の素案の整理・作成を行うこと。

### (保育需給に関する神戸市の課題)

- ・ 保留児童は減少傾向であるものの、一定数存在すること（待機児童については4年連続ゼロ）。
- ・ 0歳児定員に余裕がある一方、1歳児定員が不足している地域があること。

※2026年度予算において、2025年度末に0歳児定員に余裕がある一方、1歳児定員が不足している民間園が、2027年度の0歳児定員を1歳児定員に変更することを促進する補助制度を創設。

- ・ 2号定員が少ない幼稚園において、1号子どもとして入園し、預かり保育を利用しているケースがあること。
- ・ 小規模保育事業や企業主導型保育園において、利用者数が減少している地域があること。
- ・ 各施設において保育士の確保が重要な課題となっていること。
- ・ 児童数の減少が見込まれる中、公定価格を踏まえ、利用定員を柔軟に見直したいとの意向が強まっていること。

## **(2) 支援業務内容**

- ① 神戸市が、地域ごとの保育需給の状況の可視化のため、GISを活用し、ヒートマップを作成するため、必要な助言・支援を行うこと。
- ② 関係団体・神戸市で構成する検討会（最低4回）を開催するにあたって、必要な資料（調査・分析結果および施策の素案を盛り込んだ説明資料、議事録等）を作成すること。
- ③ 本業務はこども家庭庁の「令和8年度人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の採択を受け実施する事業であり、事業終了後には実績報告書を作成することが要件となっているため、神戸市がこども家庭庁へ提出する資料案を作成すること。

## **【参考】**

### **①神戸市の保育ニーズの現状**

- ・ 人口減少下において、神戸市の保育ニーズについても 2024 年度から 2029 年度の間全市で約 2,500 人減少する見込み。
- ・ ただし、需給バランスは区ごと、年齢ごとで不均一。
- ・ 特に、1～2歳については引き続き保育ニーズが高い状況が続く見込みであり、2029 年度においても、450 人分の1歳児定員が必要となる見込み。

### **②「神戸っ子すこやかプラン 2029」における対応方針**

- ・ 保育ニーズに対応した受け入れ枠を確保し、「待機児童ゼロ」を維持。
- ・ 保育の供給体制については、中学校区を基本として、地域の実情を踏まえた丁寧な対応を行う。
- ・ 全ての保育提供区域において、利用定員が「量の見込み」を上回ることから、原則として、新たな施設整備は計画しない。
- ・ 保育ニーズの高い1～2歳は定員を維持する。
- ・ 民間園の利用定員の見直しについては、入所実態に応じて柔軟に対応する。
- ・ 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、原則認可する。その際、保育所から移行する場合の1号こどもの利用定員は15人以下、幼稚園から移行する場合の2・3号こどもの利用定員は15人以下とする。

(参考) 神戸っ子すこやかプラン 2029

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2029.pdf>

### (3) プロジェクト管理等

- ・本業務の推進にあたって、進捗管理、リスク・課題管理を行い、神戸市と連携しながら円滑にプロジェクトを推進すること。
- ・プロジェクト開始に先立ち、プロジェクトを推進するために必要な体制・スケジュール・管理手法・各種手続・成果物等を定めたプロジェクト計画書を作成し、定期的に進捗報告会議を開催するなど、進捗状況や課題について報告すること。
- ・また、庁内の合意形成が図られるよう、有益な資料の提供や説明会の開催支援などを適宜行うこと。
- ・会議等の議事録・議事メモ等については、受託者にて作成し、神戸市へ共有すること。

### 4. 想定スケジュール

想定スケジュールは以下のとおり。なお、実際のスケジュールは、契約締結後に神戸市と調整のうえ決定する。また、神戸市と協議のうえ、検討を進める施策ごとに、スケジュールを設定することを可能とする。

	R8						R9		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1) 地域分析ツールの活用・カスタマイズ	活用	●	カスタマイズ			●			●
(2) 保護者・事業者アンケート実施									
(3) GIS活用ヒートマップ作製									
(4) 本業務の成果に関する実績報告書の作成									

●・・・検討会の開催

### 5. 成果物

以下について、納入期限までに電子データ一式を提出すること（実際の納入期限は、契約締結後に神戸市と調整のうえ決定する）。データ形式は、特に定めのない場合は Microsoft Office365 で読み込み可能な Word、Excel、Power Point で作成すること。

また、検討する施策ごとにスケジュールを設定した場合は、そのスケジュールに応じて、それぞれ成果物の納入期限を設定する。

なお、(1) ②「現状把握・分析・将来推計」及び⑦「施策の素案」については、令和8年9月に、中間報告を行うこと。

成果物	納入期限目安	備考
<b>(1) 調査・分析業務</b>		
① 地域分析ツール	令和8年11月	カスタマイズ前後のものをそれぞれ提出すること
② 現状把握・分析・将来推計	令和8年11月	令和8年9月に、中間報告を行うこと

③ 事業者へのヒアリング結果 ④ 事業者へのアンケート結果 ⑤ 保護者アンケートの作成及び 現状把握・分析・将来推計	令和8年11月	
⑥ 活用できた点・改善点まとめ	令和9年2月	
⑦ 施策の素案	令和8年11月	令和8年9月に、中間報告を行うこと
<b>(2) 支援業務</b>		
① ヒートマップ	令和8年11月	
② 検討会 開催報告	検討会開催後、随時	
③ こども家庭庁への実績報告書	令和9年2月	

## 6. 作業全般に係る要件

- (1) 神戸市にとって適切な支援及び効果的な成果物が作成されるよう、神戸市の立場に立って業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案すること。
- (2) 本業務の進捗状況の進め方、手法については、神戸市と打ち合わせをして実施すること。提出された提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行すること。
- (3) 調査等の実施に際しては、神戸市関係課と常に連携をとること。
- (4) 受注者が神戸市と協議する場所は、神戸市が用意する。
- (5) 本業務における会議はオンライン会議も可とする。その場合は、受注者側に必要な機材等は受注者が準備すること。
- (6) 秘密保持に係る誓約書、入室に要する届等、書面の提出が必要となる場合には、神戸市の指示により提出すること。
- (7) 業務の履行にあたっては、神戸市の定める監督者の指示に従うこと。
- (8) 実施計画書案など事業の実施のために作成する資料の詳細な構成や内容については、神戸市と協議して決定する。
- (9) 調査の実施方法や内容、時期等については、神戸市と協議して決定する。
- (10) 業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、神戸市が妥当と判断する範囲内で提供する。
- (11) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等を行った場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (12) 協議及び成果物に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (13) 本業務を進めるうえで、こども家庭庁の「令和8年度人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 公募要領」を遵守する必要があるため、留意すること。

## 7. 留意事項

### (1) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、神戸市に帰属するものとする。

### (3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

### (5) 第三者の権利侵害

受託者は神戸市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### (7) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、神戸市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>